

# 未来探究プログラム実施に係る企画提案競技実施要領

## 1 目的

本要領は、「未来探究プログラム実施」に係る契約の相手方となる事業者を企画提案方式で選定するにあたり、必要な事項を定める。

## 2 契約の内容

### (1) 契約の内容

- ① 未来探究プログラムの実施に関すること。
- ② 教員向け研修の実施に関すること。
- ③ 学習発表会及び鹿児島市未来探究学習発表競技会（仮称）の企画に関すること。

詳細は別紙「未来探究プログラム実施仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

### (2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

### (3) 予算額

2,400,000円（見積限度額、消費税及び地方消費税を含む）

なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

## 3 企画提案競技参加資格要件

企画提案競技に参加することができる者は、1事業者が参加する場合にあたっては、次に掲げる(1)及び(2)並びに(4)から(9)までの要件を全て満たしている者とし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、共同企業体の全ての構成員が次に掲げる(2)から(9)までの要件を全て満たし、かつ、構成員のいずれかが(1)の要件を満たす者とする。

- (1) 本市の未来探究プログラムの業務委託内容と同様の業務の契約実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 共同企業体にあっては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。
- (4) 参加申込み時点において、本市から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (8) 納期の到来している鹿児島市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。ただし、鹿児島市内に営業所等がない場合等で鹿児島市税の納税義務がない場合は、本社所在地において市区町村税を完納していること。
- (9) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

#### 4 企画提案競技参加申込書の提出

##### (1) 提出書類

- ア 未来探究プログラム実施に係る企画提案競技参加申込書（様式第1-1又は様式第1-2）
- イ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿本（写しでも可）
- ウ イに該当する法人以外の法人については、法人登記簿本（写しでも可）。個人の場合は住民票（写しでも可）
- エ 印鑑証明書（写しでも可）
- オ 会社概要（様式第2）
- カ 未来探究プログラム実施に係る企画提案競技参加資格審査申請書（様式第3）
- キ 実績一覧（様式第4）
- ク 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（告示日において納期が到来しているものを完納していることが確認できるもの。新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類。写しでも可。）。  
ただし、鹿児島市内に営業所等がない場合等で鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書とする。
- ケ 法人の場合は、決算書（財務諸表（貸借対照表及び損益計算書））直前1期分、個人の場合は、直近の確定申告書の写し。  
なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況が分かる書類

##### (2) 提出部数

各1部

- (1) 提出書類のイからケまでの書類については、共同企業体の場合、共同企業体の全ての構成員について提出すること。

##### (3) 提出先

〒892-0816

鹿児島市山下町6番1号

鹿児島市教育委員会事務局教育部学校教育課（鹿児島市教育総合センター5階）

電話 099-227-1941

ファックス 099-227-3016

電子メールアドレス gakkokyoiku@city.kagoshima.lg.jp

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（受付期間内必着）

(5) 受付期間

告示の日から令和5年4月21日（金）午後5時15分（必着）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(6) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(7) 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和5年4月25日（火）までに通知する。

## 5 企画提案競技参加決定者による企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 未来探究プログラム実施に係る企画提案競技企画提案書の提出について（様式第5）

イ 企画提案書（任意様式。A4版縦、横書き、両面印刷（カラー可）、左綴り、表紙を含め20ページ以内とすること。）

※企画提案書作成上の留意点

任意様式とするが、7選定方法の(2)審査項目中アからキまでの項目については、どの項目に関するものであるかを明確した上で、必ず記載すること。

なお、クの項目については、該当がある場合のみ記載すること。

ウ 参考見積書（任意様式）

※ 参考見積書作成の留意事項

契約期間を、令和5年6月1日（木）から令和6年3月31日（日）までとして見積もることとし、実施校との協議に係る費用のほか、教員研修の実施に係る費用等についても、それらの費用も含んだ総額の費用を見積もること。

(2) 提出部数

正本1部、副本15部

※ 副本には、企業名（略称を含む。）、住所、社章等の企業名が分かる記載をせず、企画提案競技参加資格の審査結果の通知で示すアルファベットの略称を用いること。

(3) 提出先

4 企画提案競技参加申込書の提出先(3)と同じ

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（受付期間内必着）

(5) 受付期間

令和5年4月25日（火）から令和4年5月16日（火）午後5時15分まで（休日、土曜日及び日曜日を除く。）

(6) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(7) 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、無効とする。

ア 企画提案競技の資格要件を欠く場合

イ 見積もった費用が、予算額を超える提案を行った場合

ウ 企画提案書等の書類が不足する場合

エ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

オ 告示、実施要領及び仕様書に記載のある必要事項を満たしていない場合

カ その他本実施要領の内容に違反した場合

## 6 質疑応答

(1) 質問方法

実施要領等への質問については、質問内容を別紙「未来探究プログラム実施に係る企画提案競技質問書（様式第6）」に記載し、電子メールで送信すること。

(2) 質問受付期限

令和5年4月12日（水）午後5時15分（期限厳守）

(3) 質問先

4 企画提案競技参加申込書の提出先(3)と同じ

(4) 質問回答

(1)の質問とそれに対する回答は、質問を受け付けた日から3日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に鹿児島市ホームページ上に掲載し、その期間は掲載の日から令和5年5月18日（木）までとする。

## 7 選定方法

透明性及び公平性を確保し、適正に事業者を選定するため、鹿児島市教育委員会未来探究プログラム選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、企画提案書等とプレゼンテーションの内容を基に総合的な評価を行い選定する。

(1) プレゼンテーション審査

令和5年5月23日（火）予定

開催日時、場所等の詳細については、別途通知する。

(2) 審査項目

- ア 事業者の適正（誠意・取組姿勢、運営実績）
- イ 探究学習プログラムの内容
- ウ テキスト教材の内容
- エ 地元企業選定に対する考え方
- オ 学習発表会及び鹿児島市未来探究学習発表競技会（仮称）の内容
- カ 教員研修の内容
- キ コストの妥当性
- ク 追加提案の内容
- ケ 総合的な評価

(3) 選定結果

選定結果通知については、全参加者に対して書面により通知する。

(4) 契約方法等

- ア 選定委員会で選定された企画提案競技参加者（以下、「選定された者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約による委託契約を締結する。

なお、委託契約の締結にあたり、予算の範囲内において、選定された者と改めて見積合わせを行うものとする。

- イ 選定された者が、資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合、または協議が整わない場合には使用契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と使用契約の締結の交渉を行うものとする。

## 8 その他

- (1) 提出された書類等は、返却しない。
- (2) 提出された書類等は、審査及び説明を目的に、この写しを作成し、使用することができるものとする。
- (3) 企画提案書等の作成、提出など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (4) 企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することがある。この場合において、企画提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。